

生活にお困りの方へ ひとりで悩まず 自立相談支援窓口にご相談ください。

相談無料

秘密厳守

あなたのお困りごとに対して専門の相談員と一緒に考え、
解決に向けた支援をします。
問題を抱えた方のご家族・関係者の方でも相談可能です。

たとえば……

生活費が足りず公共料金が支払えない

家計のやりくりができず生活が苦しい

就職や転職活動がうまくいかない

仕事を辞めて家賃の支払いが厳しくなった

家族が長年ひきこもっていて今後が不安

どこに相談したらよいかわからない

私たちが解決の
お手伝いをします！



詳しい制度については裏面をご覧ください

まずはお電話で
ご相談ください

042-470-7777 (代表) 内線2509

相談受付時間 平日9時～16時(12時～13時を除く)

東久留米市福祉保健部福祉総務課 自立相談支援事業担当

東久留米市における事業のご案内

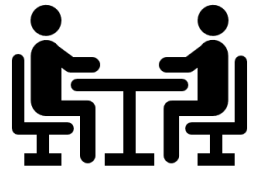
※以下の事業は生活困窮者自立支援制度に基づくものです

自立相談支援事業

生活・家族・仕事のことなど抱えている問題に対し、相談支援員が聞き取りを行った上で支援計画を立て、問題の解決や自立に向けて一緒に取り組みます。

※相談は無料ですが、必要な公的証明書等の手数料や、関係機関に相談に行く際の交通費等は相談者のご負担となります。

※法的手続き（相続、各種公的申請等）を代行することはできません。



住居確保給付金事業

離職等で経済的に困窮し住居の喪失のおそれのある方に対し、家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

※自立相談支援事業と合わせての利用となります。

※支給に関しては、上限額や収入・資産等の要件があります。

詳細は相談支援員に世帯状況をお伝えの上お問い合わせください。

※生活保護の方はご利用できません。



子どもの学習支援事業

市内在住の中学1年生から3年生の方で、学習に関して不安や困りごとがある世帯の方に対し、スタッフが学習のサポートを行います。

※教材等は持ち込みとなります。

※生活保護の方でもご利用できます。

※実施場所（市内公共施設）・時間の詳細についてはお問い合わせください。



東久留米市福祉保健部福祉総務課 自立相談支援事業担当

〒203-8555

東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所 1階

042-470-7777(代表) 内線2509

相談受付時間 平日9時～16時
(12時～13時を除く)

